

令和4年4月

播磨町議会臨時会議案

承認第 1 号

専決処分したものに付き承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

「別記」

専決第 2 号

播磨町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）の施行に伴い、播磨町税条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、施行期日が迫っており、町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

播磨町長 清水ひろ子

播磨町税条例の一部を改正する条例

播磨町税条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第127条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第137条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅又は」を「熱損失防止改修等住宅又は」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第20条（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第20条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第20条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第20条の4中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第22条の2中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 改正後の播磨町税条例(以下「新条例」という。)の規定中町民税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の町民税について適用し、令和3年度分までの町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 29 号

工事請負契約締結の件

令和4年3月25日付けで入札に付した播磨西小学校校舎大規模改造工事（第3期）について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 播磨西小学校校舎大規模改造工事（第3期）
- 2 契約の方法 郵便応募型条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ¥ 454,190,000. -
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥41,290,000. -)
- 4 契約の相手方 兵庫県姫路市北今宿1-5-3
株式会社 坪田工務店
代表取締役 坪田 充治

令和4年4月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

議案第 30 号

令和4年度播磨町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度播磨町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,453万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億9,597万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月7日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,215,013	54,538	1,269,551
	1 基金繰入金	1,215,012	54,538	1,269,550
歳入合計		12,041,437	54,538	12,095,975

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,407,800	4,538	1,412,338
	3 戸籍住民基本台帳費	94,676	4,538	99,214
7 商工費		39,044	50,000	89,044
	1 商工費	39,044	50,000	89,044
歳出合計		12,041,437	54,538	12,095,975